



農地バンクは 地域農業の未来を 応援します!

(農地所有者の声)

(担い手の声)

農地を
相続したけれど
自分では作れない

農地のことでお悩みの方は、
農地バンクにご相談ください!

農地を借りて
規模拡大をしたいけれど
賃借料の精算が大変

令和3年3月末で県内では約**9,600ha**の
農地でご利用いただいております。

高齢になったので
田んぼを誰かに
作ってもらいたい

農地を集約して
作業を効率化
したい

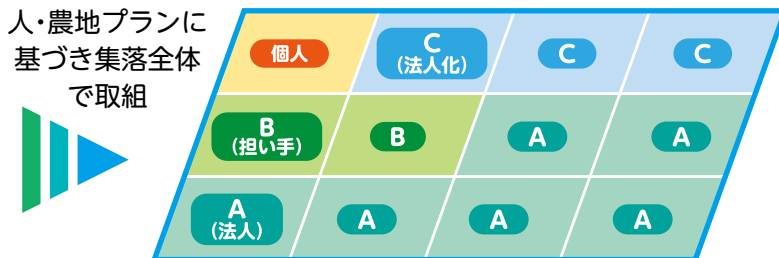


農地バンク活用の集積・集約のイメージ

〈活用前〉



〈活用後〉



農地バンク
とは

平成26年4月に福島県知事が農地中間管理法第四条に基づき、県内唯一の農地中間管理機構として、公益財団法人福島県農業振興公社を指定しました。「農地バンク」とは、公社が機構として活動する際の愛称です。



福島県・公益財団法人 福島県農業振興公社

令和3年5月作成

福島県の農地集積状況と集積・集約のイメージ

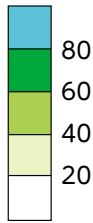
担い手への農地集積状況 (農地バンク以外の農地集積も含む。)

集積率(県全体)

H26.3末	R2.3末	R6.3末(目標)
24.6%	36.1%	75%

(担い手への集積面積÷耕地面積)

集積率(%)



県が定めた集積目標に向け、今後さらに担い手に農地を集め、地域の農地を有効活用していく必要があります。

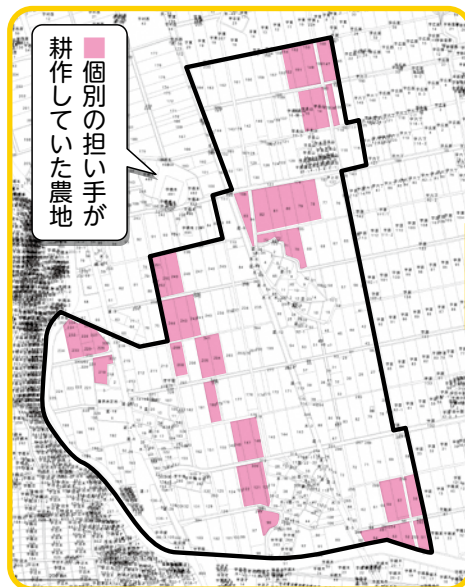
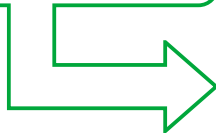
※ 檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村は、原発事故の影響により令和2年3月末まで機構事業の実績がない。

出典：農地中間管理機構の実績等に関する資料（令和元年度版・農林水産省）

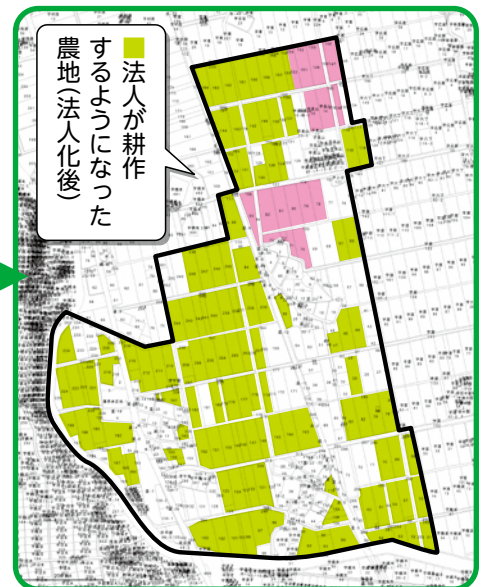
非効率な「分散」

→効率的な「集積・集約」を農地中間管理事業で達成しましょう!!

農地バンクの活用と
集落営農法人の
立ち上げで、地域の
農地のほとんどを
集積・集約した事例



〈活用前〉



〈活用後〉

農地中間管理事業について

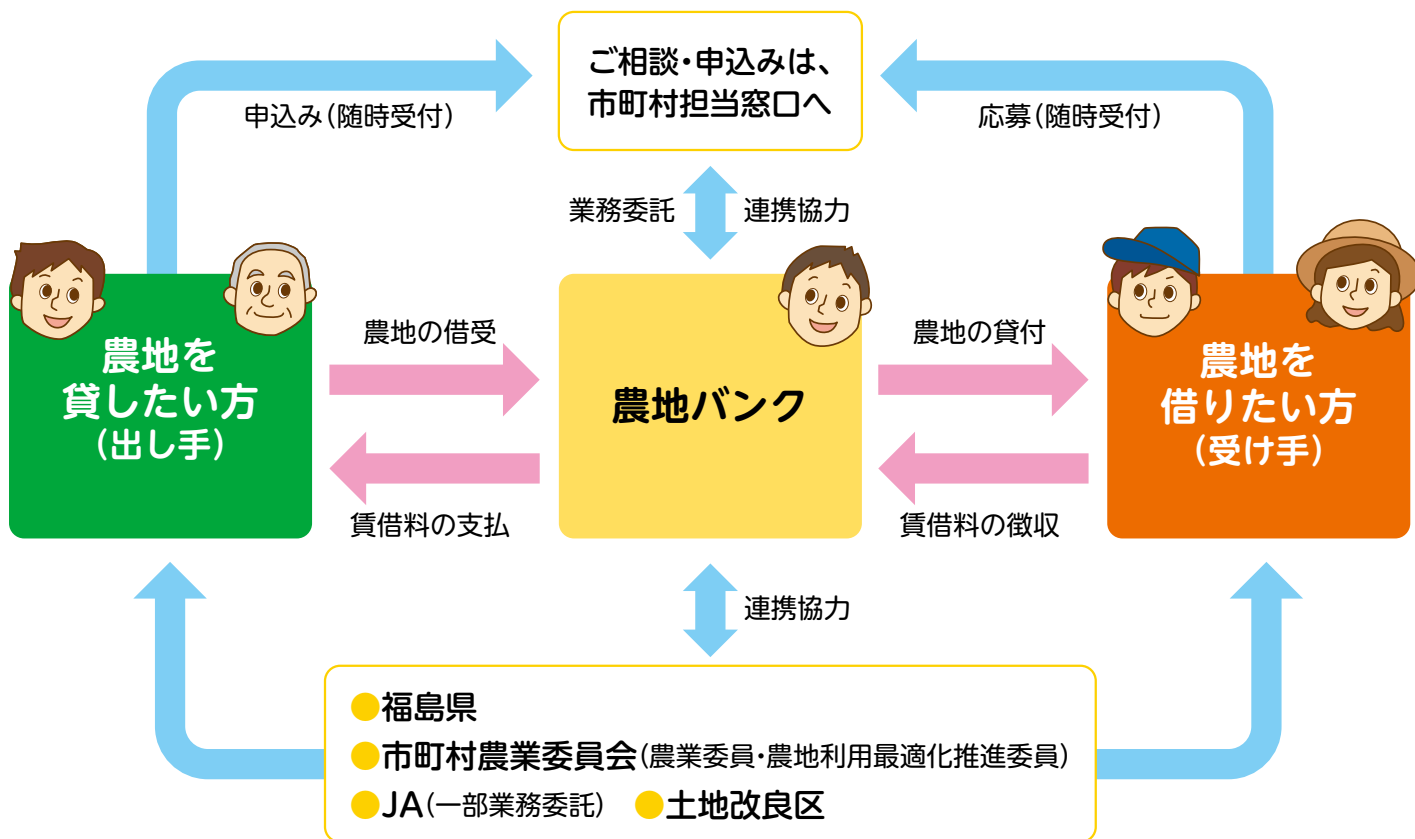
I 農地中間管理事業とは

農地バンクが、地域内の分散した農用地等を出し手から借り受け、まとまりのある形で担い手(以下、受け手と記載)に長期間貸し付ける事業です。(受け手同士の耕作地の交換(集約化)も行います。)

II 対象となる事業区域は

線引き都市計画の市街化区域以外です。

III 農地中間管理事業のしくみ



IV メリット(協力金等は一定の条件を満たす必要があります)

① 地域のメリット

- ◆地域の農業の発展が期待できます。
- ◆「地域集積協力金」が交付されます。

② 出し手のメリット

- ◆安心して農地を貸し出せます。
- ◆「経営転換協力金」が交付されます。(令和5年度まで)
- ◆農業者年金の加算付年金を受給できます。
- ◆贈与税・相続税・不動産取得税の納税猶予が継続できます。
- ◆固定資産税の軽減措置が受けられます。

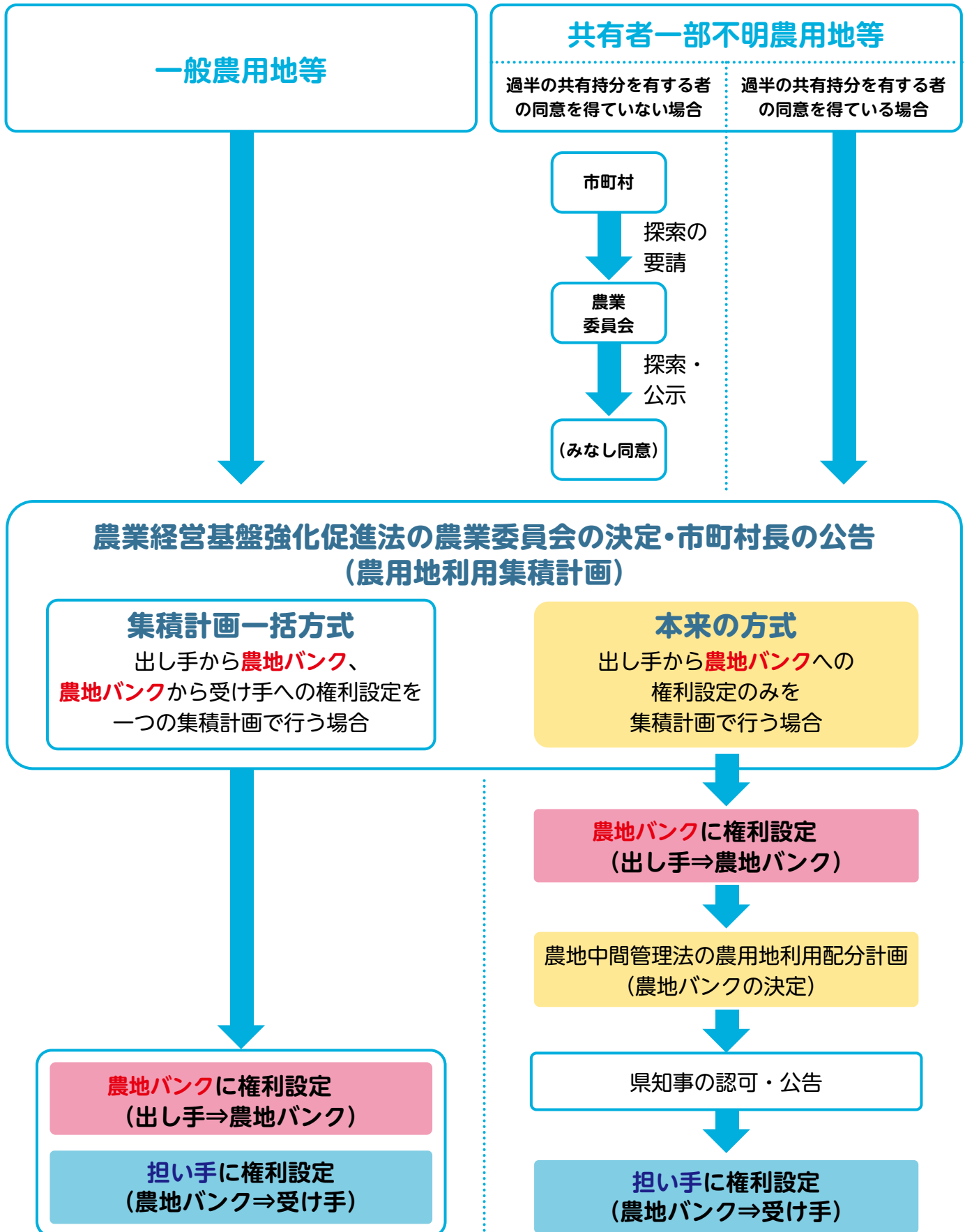
③ 受け手のメリット

- ◆出し手の事情(相続等)に煩わされることなく、長期の借入が可能となり、農地の集約化により経営が効率化します。
- ◆多くの出し手との契約でも、賃借料の精算は農地バンクが行うので事務が軽減されます。
- ◆さまざまな補助事業において、農地バンクの活用実績が必須条件とされたり、採択ポイントアップや補助金額が加算される仕組みとなっています。
(詳しくは農林事務所・農業普及所へ)

農地バンク契約の流れについて

農地貸付申し込み(出し手⇒市町村経由農地バンク)

※受け手は別途農地バンクへ応募(エントリー)します。



農地バンク事務手続き等Q&A

Q 人・農地プランはなぜ必要なのですか。

A 農業者の高齢化や遊休農地の拡大が進んでおり、地域が抱えるそれらの問題を解決するためにも次世代へ引き継いでいく「未来の設計図」としての人・農地プランを地域のみなさんで策定し、実践していく必要があります。

Q 手数料はかかりますか。

A 契約1件ごとに賃借料の1%相当(下限800円、上限8,000円)の手数料がかかります。ただし、賃借料が800円未満の場合手数料はかかりません。複数の契約がある方で借入契約・貸付契約はそれぞれに計算されます。手数料の合計額が8,000円を超える場合は8,000円となります。

Q 賃借料や契約期間の決め方を教えてください。

A 賃借料は、出し手・受け手の意向を踏まえて機構が決定します。契約期間は、原則10年以上としています。ただし、やむを得ない事情がある場合は5年以上でも可としています。

Q 契約期間中の賃借料の変更はできますか。

A 賃借料変更は、1,000円/10a以上の変更がある場合に可能です。ただし、

- 基盤整備事業実施中の地区
- 市町村農業委員会の賃借料情報の平均値を用いる場合
- 農用地利用改善団体(営農改善組合等)の総会等で議決された賃借料を用いる場合は、例外として1,000円/10a未満でも変更することが可能です。



Q 賃借料を金納ではなく物納にできますか。

A 金納契約の後に、農産品授受に伴う賃料の徴収及び支払停止願を提出することにより、物納と同様な制度をご利用いただけます。

Q 農地を転貸又は売買するために契約期間中に農地を返還してもらえますか。

A 出し手・機構・受け手の3者で合意解約ができれば契約期間中でも農地を返還することができます。この場合、解約理由により解約手数料(6,000円)がかかる場合があります。

Q 出し手死亡により相続が発生した場合、契約はどうなりますか。

A 相続があっても農地バンクの中間管理権(賃貸借・使用貸借)は継続しますので、農地バンクから受け手への賃貸借契約も継続します。

機構集積協力金について

地域集積協力金

実質化した人・農地プランの策定地域(令和3年度は工程表作成及び公表でも可。)を対象として、地域内の農地を農地バンクに貸し付け、受け手へ農地集積・集約した成果(活用率)に応じて、地域に協力金が交付されます。

地域集積協力金は地域で用途を決めることができます。

- 共同で利用する農業機械の購入費等や購入積立金
- 農道や水路の修繕に必要な資材費
- 集落営農組織の法人化に向けた資金。等

1 集積タイプ

交付要件

- 交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積されること。*1
- 6年以上の貸借契約が必要。等

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域*3	
区分1	20%超40%以下*2	4% 超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15% 超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30% 超50%以下	2.2万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a

*1 担い手が不足する地域であって、新規就農者や地域外からの新規担い手を受け入れる場合は5%以上。ただし、目標達成計画を策定し10%以上を目標年度までに達成。

*2 一般地域における2回目申請からは10%超40%以下となります。

*3 中山間地域の適用を受けるためには中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置づけられる必要があります。

2 集約化タイプ

交付要件

- 目標年度までに地域の農地面積に占める担い手の1ha以上(中山間地及び樹園地については0.5ha以上)の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること。

又は、

- 既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が目標年度までに1.5倍以上になること。等

	機構の活用率(累積)	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

*集積タイプと集約化タイプに同時に取り組み場合は同一年度であっても支援の対象となります。

経営転換協力金

農地バンクに農地を貸し付ける次の出し手に協力金が交付されます。

- 農業部門の減少により経営転換する農業者
- リタイアする農業者
- 農地の相続人

交付要件 農地を10年以上農地バンクに貸し付けること。等

	交付単価	上限額
3年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
4・5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

*R6年度以降は廃止となります。

*4・5年度は地域集積協力金と一体的に取り組み場合についてのみ交付対象となります。

詳細な内容の
お問い合わせは
最寄りの市町村又は
各農林事務所へ



農地中間管理事業を活用し「人・農地プラン」を実現しよう

「人・農地プラン」とは？

農業者の話合いに基づき、当該地域における農業の将来の在り方や地域において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(中心経営体)などを明確化し、市町村により公表されたもの。

プランの実現

農地中間管理事業の活用

- ◆ 農地を効率的かつ有効に利用
- ◆ 地域の中心となる経営体(担い手)の経営基盤の安定化

「人・農地プラン」の作成手順

1 アンケートの実施

対象地区内の農業者の年齢や後継者の有無等といった地域の状況がわかるようにアンケートを行う。

2 現況把握

アンケート等で把握した状況を地図に落とし込み、話合いに活用する。

3 将来についての話合い

地域の様々な話合いの機会を活用し、将来、地域の農地を誰に担ってもらおうかについて話合う。

4 話合いの結果をまとめる

誰が将来にわたって地域の農地を担っていくのかの話合い結果を、市町村がプランにまとめて公表する。

地域の皆さんでプランをよりよいものにしていき、地域の農業の未来を考え、実践していきましょう。

人・農地プランの取組への支援措置

- ◆ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ◆ 機構集積協力金のうち地域集積協力金
- ◆ 機構集積協力金のうち農地整備・集約協力金



お問い合わせ先

〈受付時間／平日 8:30～17:15〉

市町村・担当部署名		電話番号	地域マネージャー	電話番号
福島市	農政部 農業企画課 農業担い手係	024-525-3726	福島拠点 (県北農林事務所駐在)	080-3754-3063
川俣町	産業課 農業振興係	024-566-2111 (内線1503)		
伊達市	産業部 農政課 農業担い手係	024-573-5635	伊達拠点 (伊達農業普及所駐在)	080-3754-3064
桑折町	産業振興課	024-582-2126		
国見町	産業振興課	024-585-2890		
二本松市	産業部 農業振興課	0243-55-5116	安達拠点 (安達農業普及所駐在)	080-3754-3066
本宮市	産業部 農政課 農政係	0243-24-5385		
大玉村	産業建設部 産業課 農政係	0243-24-8107		
郡山市	農林部 農業政策課	024-924-2201	郡山拠点 (県中農林事務所駐在)	080-4872-8531
田村市	産業部 農林課	0247-81-2511	田村拠点 (田村農業普及所駐在)	080-3754-3067
三春町	産業課 農林グループ	0247-62-2112		
小野町	産業振興課	0247-72-6938		
須賀川市	経済環境部 農政課	0248-88-9138	須賀川拠点 (須賀川農業普及所駐在)	080-3754-3068
鏡石町	産業課	0248-62-2118		
天栄村	産業課 農地係	0248-82-2102		
石川町	農政課	0247-26-9129		
玉川村	産業振興課 農業振興係	0247-57-4627		
平田村	産業建設課	0247-55-3116		
浅川町	農政商工課	0247-36-1183		
古殿町	産業振興課	0247-53-4613		
白河市	産業部 農政課	0248-22-1111 (内線32-2254)		
西郷村	産業振興課	0248-25-1116 (内線336)	県南拠点 (県南農林事務所駐在)	080-3754-3069
泉崎村	事業課 産業係	0248-53-2430		
中島村	企画振興課	0248-52-2113		
矢吹町	農業振興課	0248-42-2115		
棚倉町	産業振興課	0247-33-2113		
矢祭町	事業課	0247-46-4576		
埴町	農林推進課	0247-43-2118		
鮫川村	農林商工課	0247-49-3113		
会津若松市	農政部 農政課	0242-39-1253		
磐梯町	農林課	0242-74-1217		
猪苗代町	農林課 農業振興係	0242-62-2116		
喜多方市	産業部 農業振興課 経営企画係	0241-24-5235	喜多方拠点 (喜多方農業普及所駐在)	080-3754-3070
北塩原村	農林課	0241-23-1334		
西会津町	農林振興課	0241-45-4531		
会津坂下町	産業課 農林振興班 農地管理係	0242-84-1534	両沼拠点 (会津坂下農業普及所駐在)	080-3754-3071
湯川村	産業建設課 農業振興係	0241-27-8840		
柳津町	地域振興課 農林振興班	0241-42-2116		
三島町	産業建設課 産業係	0241-48-5566		
金山町	産業課 農林係	0241-54-5321		
昭和村	産業建設課 産業係	0241-57-2117		
会津美里町	産業振興課 農政係	0242-55-1191	南会津拠点 (南会津農林事務所駐在)	080-3754-3073
下郷町	農林課 農政係	0241-69-1188		
只見町	農林建設課 農林係	0241-82-5230		
南会津町	農林課 農政係	0241-62-6220		
檜枝岐村	産業建設課	0241-75-2501	相馬拠点 (相双農林事務所駐在)	070-1582-6920
相馬市	産業部 農林水産課 農業振興係	0244-37-2147		
南相馬市	経済部 農政課	0244-44-6802		
新地町	農林水産課 農林水産係	0244-62-2194	いわき拠点 (いわき農林事務所駐在)	080-3754-3074
いわき市	農林水産部 生産振興課 担い手支援係	0246-22-1148		

※原子力被災 12 市町村の農地については、下記の本社までお問い合わせください。

◆公益財団法人 福島県農業振興公社（農地バンク）

〈本社〉中通り・会津担当 TEL024-521-9845 浜通り担当 TEL024-521-9843

公益財団法人福島県農業振興公社ホームページ <https://fnk.or.jp/>

◆福島県農林水産部農業担い手課 TEL024-521-7381 ◆福島県農林事務所農業振興普及部・農業普及所 ◆JA

当公社が一番大事にしているものを社是として決めました。

